

二松學舎大学人文学会会則

第一条 本会は二松學舎大学人文学会と称する。

第二条 本会は事務局を二松學舎大学文学部に置く。

第三条 本会は人文学に関する研究・発表の推進並びに会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第四条 本会は国語国文学部会、中国学部会、都市文化デザイン部会及び人文学部会をもって構成する。

第五条 本会は左の事業を行う。

一、年一回の総会並びに年二回以上の研究発表会の開催。

二、年一回以上の講演会の開催。

三、研究機関誌『人文論叢』及びその他の出版物の発行。

四、その他本会の目的を達成するための事業。

第六条 本会の会員は次の三種類とする。

一、通常会員

1、教職員会員

ア、二松學舎大学文学部・同大学院文学研究科の専任教員。

イ、二松學舎大学国際政治経済学部に所属する教員で入会を希望する者。

ウ、二松學舎大学附属高等学校及び附属柏中学校・高等学校の教員で入会を希望する者。

エ、学校法人二松學舎の職員で入会を希望する者。

2、一般会員

ア、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科を卒業または修了したもので入会を希望する者。

イ、二松學舎大学大学院研究生で入会を希望する者。

ウ、二松學舎大学文学部、同大学院文学研究科の交換留学生で入会を希望する者。

エ、上記以外のもので入会を希望する者。（ただし、入会に当たっては会員による紹介と会長の承認を必要とする。）

二、学生会員

ア、二松學舎大学大学院文学研究科在籍者。

イ、二松學舎大学文学部在籍者。

第七条 会員は研究発表会、研究機関誌に於いて研究を発表することができ、研究機関誌等の定期刊行物の配布を受けることができる。

第八条 本会には次の役員及び委員を置く。

一、役員

1 会 長 一名

2 運営委員長 一名

3 研究委員長 一名

4 編集委員長 一名

5 監 事 二名

二、委員

- 1 運営委員 若干名
- 2 研究委員 若干名
- 3 編集委員 若干名
- 4 会計委員 二名
- 5 学生委員 若干名

第九条

- 一、会長は二松學舎大学文学部長及び文学研究科長の互選による。
- 二、役員及び委員は教員会員より選出する。ただし、会長の指名により賛助会員に委嘱することができる。
- 三、運営委員長は委員の互選により選出する。
- 四、研究委員及び編集委員は運営委員長を除いた委員より選び、それぞれ委員長を互選する。
- 五、運営委員は研究委員会及び編集委員会のうちより選出する。
- 六、会計委員は通常会員より会長がこれを委嘱する。
- 七、学生委員の選出の方法については別に定める。

第二〇条

- 一、運営委員会は会長・運営委員長及び運営委員によって構成する。ただし、会計委員を含むことができる。
- 二、研究委員会は研究委員長及び研究委員によって構成する。
- 三、編集委員会は編集委員長及び編集委員によって構成する。

第二一条

- 一、会長は本会を代表して会務を統べる。

第二二条

- 一、運営委員会は本会の運営に関する会務を行う。
- 二、研究委員会は研究発表会、その他の研究に関する業務を行う。
- 三、編集委員会は本会の研究機関誌等の定期刊行物、その他出版物の編集発行に関する業務を行う。
- 四、会計委員は本会の会計に関する業務を行う。
- 五、監事は会計監査を行う。
- 六、役員及び委員の任期は二年とし、重任はさまたげない。ただし、連続して二期をこえることはできない。
- 七、役員及び委員が欠けた場合はただちに補充しなくてはならない。ただし、その際の任期は残任期間とする。

第二三条

- 一、本会の総会は、毎年度前半に開くこととする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。
- 二、総会は次の事項について審議し、承認する。
 - 1 当該年度の事業計画及び会計予算。
 - 2 前年度の事業報告及び会計決算報告。
 - 3 役員及び委員の選出と承認。
 - 4 会則の改正。
 - 5 その他本会の運営・組織に関する重要事項。
- 三、総会の決議は、出席者の過半数を得て成立する。ただし、会則の改正については出席者の三分の二以上の賛同を必要とする。

第二四条

- 一、会費の額は、年額三〇〇〇円。ただし、学生会費、交換

留学生の会費は年額二〇〇〇円とし、納入方法は別に定める。

第五條 会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

附 則

本会則は昭和五十八年五月二十一日より施行する。

本会則は昭和六十一年十一月二十九日より一部改正施行する。

本会則は平成三年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成八年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成九年四月一日より一部改正施行する。

本会則は平成十二年七月八日より一部改正施行する。

本会則は平成十五年六月二十八日より一部改正施行する。

本会則は平成十六年六月十二日より一部改正施行する。

本会則は平成二十四年一月二十一日より一部改正施行する。

本会則は平成二十四年六月三十日より一部改正施行する。

本会則は平成二十八年七月二十二日より一部改正施行する。

本会則は平成二十九年七月一日より一部改正施行する。

本会則は令和二年七月九日より一部改正施行する。

内 規

一、委員の構成 当分の間、二松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻から一名、中国学専攻から一名、文学部国文学科から七名、中国文学科から五名、都市文化デザイン学科から一名、上記以外の教職員会員からの会長の指名、委嘱により若干名を加えるものとする。

二、年間会費

1、通常会員は、年度ごとに、学生会員は、入学時に卒業・修了までの会費を一括納入するものとする。ただし、交換留学生の会費は、半年ごとに一〇〇〇円を納めるものとする。

2、一度納入した会費は返還しない。

3、三年以上会費を滞納した者については、本会より除名する。

三、謝 礼

1、講演会の講師に対する謝礼は、五〇〇〇〇円・七〇〇〇〇円・一〇〇〇〇〇円の三種とし、運営委員会において決定する。

2、『二松學舎大学人文論叢』に関する謝礼

ア、講演会の講演録執筆に対する謝礼は一五〇〇〇円とする。

イ、非会員による〈書評〉執筆に対する謝礼は一五〇〇〇円とする。

ウ、非会員による〈紹介〉執筆に対する謝礼は五〇〇〇円とする。

エ、非会員による査読に対する謝礼は一〇〇〇〇円、会員による査読に対する謝礼は五〇〇〇円とする。

『二松學舎大学人文論叢』投稿及び執筆要項(内規)

一 投稿資格

1 本会の会員である者。

2 編集委員会が依頼する者。

二 投稿原稿